

第15号議案

足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する条例

足立区文化芸術劇場条例（平成15年足立区条例第57号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

（評価委員会の設置）

第23条 芸術劇場の施設運営を円滑に推進するため、区長の附属機関として足立区文化芸術劇場運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

- 2 評価委員会は、区民及び学識経験者のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもって組織するものとする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 前2項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

（所掌事務）

第24条 評価委員会は、施設運営及び事業内容に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査及び審議を行うものとする。

- 2 評価委員会は、施設運営及び事業内容に関する評価について調査し、審議し、及び区長に意見を述べることができる。
- 3 評価委員会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、評価委員会の会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第25条 評価委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区文化芸術劇場運営評価委員会	日額 2万1,000円
------------------	-------------

(提案理由)

足立区文化芸術劇場運営評価委員会を区長の附属機関として設置する必要があるため、この条例案を提出いたします。